

- ◆ 政府行動計画を基に作成した県行動計画改定案（素案）（以下「改定案（素案）」）について、令和6年9月5日（木）に開催された「令和6年度第1回新型インフルエンザ等対策連絡会議専門部会」（以下「第1回専門部会」）において、特措法第7条の規定による学識経験者等の意見聴取を実施した。
- ◆ 第1回専門部会における委員からの意見に加え、本県における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」）対応の経験等を踏まえ、改定案（素案）を見直し、内容の充実や必要な追記、修正等を行い、県行動計画改定案（第1版）（以下「改定案（第1版）」）を作成した。

1 関係機関との連携体制に関する記載の充実

- 政府行動計画改定の大きな目的は「次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図る」こととされている。
- 改定された政府行動計画では、目的を達成するために実現する必要がある目標の1つに「**感染症危機に対応できる平時からの体制作り**」を挙げており、各対策項目において記載の充実が図られている。
- 改定案（第1版）では政府行動計画での記載に加え、第1回専門部会での意見や新型コロナ対応の経験を踏まえた内容等を基に、以下のとおり記載の充実を図った。



① 県の役割に「**地域健康危機管理推進会議※**」に係る記載を加え、本会議体を新型インフルエンザ等対策でも活用することを位置付けた。

※ 平成18年度から、各保健所単位に健康危機事例に対する連携・応援体制を整備するために設置している会議体

- ▶ 地域の体制強化を図るため、保健所を中心とした地域でのネットワークづくりを推進する旨を記載した。

② 「水際対策」の項に**検疫所との連携体制の構築**に係る記載を加えた。

- ▶ 1-2として「検疫所との連携体制の構築」の項目を新設し、①～④の記載を加えた。

▶ ①では日頃からの情報交換や連携協議会等を通じた連携体制の構築について、②及び③では検疫所が行う水際対策に協力することについて記載している。また、④では新型コロナ対応の経験を踏まえ、入院調整に係る記載を特記した。

③ 水際対策関係者との連携体制の構築のため、従来、県が参加している「**成田国際空港保健衛生協議会**」や「**水際・防災対策連絡会議**」の記載を加えた。

- ▶ 成田空港検疫所や東京検疫所千葉検疫所支所を始め、出入国在留管理庁や税関等の国の機関や関係市町、業界団体等で構成されるそれぞれの会議体で連携体制を確認する旨を明記した。

④ 「まん延防止」の項に**大規模集客施設（主にベイエリアを想定）との連携体制**に係る記載を加えた。

- ▶ 千葉県は幕張や浦安を始めとするベイエリアに国内有数の大規模集客施設を擁しており、有事の際のまん延防止にはこれら施設との連携が重要となることから、初動期の対応として記載した。

⑤ 「県民生活及び県民経済の安定の確保」の項に**生活支援における官民連携**に係る記載を加えた。

- ▶ 日頃から生活困窮者支援のため、自治体、自立相談支援機関、社協、民間団体等の連携体制を整備し、官民連携の支援体制の確立や連絡体制の構築に努める旨を記載した。

①	第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	3	推進のための役割分担	(2)	県の役割
②	第4	各対策項目の考え方及び取組	5	水際対策	(1)	準備期 イ 所要の対応 1-2
③	第4	各対策項目の考え方及び取組	5	水際対策	(1)	準備期 イ 所要の対応 1-3
④	第4	各対策項目の考え方及び取組	6	まん延防止	(2)	初動期 イ 所要の対応
⑤	第4	各対策項目の考え方及び取組	13	県民生活及び県民経済の安定の確保	(1)	初動期 イ 所要の対応 1-6

2 水際対策に関する記載の充実

- 水際対策は今回の政府行動計画改定で新たに設けられた対策項目の1つである。当県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁することから、県行動計画においても新設することとし、国と連携、協力しながら水際対策を実施する旨、改定案（素案）に記載したところ。
- 改定案（第1版）では第1回専門部会での意見、「千葉県感染症予防計画」及び新型コロナ対応での経験も踏まえて、県の役割に水際対策に関する記載を追記し、水際対策の取組として項目を新設するとともに内容を具体化する等、以下のとおり記載の充実を図った。



① 県の役割に水際対策に関する記載を加えた。

- ▶ 成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁していることから、全国で最も早く患者が発生する可能性があることを明記し、新型インフルエンザ等対策の目的を達成するために体制整備を行う旨を記載した。

② 「水際対策」の項（準備期）に関係機関との平時からの連携に係る項目を新設した。

- ▶ 1-1「国と連携した訓練の実施」1-2「検疫所との連携体制の構築」1-3「水際対策関係者との連携体制の構築」を新設した。
- ▶ 1-1は主に統括庁や厚労省（検疫所含む。）を始めとした国の機関、1-2は1-1の中でも検疫所、1-3は行政機関に限らないあらゆる機関を想定している。

③ 「水際対策」の項（初動期）の記載を項目別に分けるとともに新たな記載を加え、内容の充実を図った。

- ▶ 2-1「検疫措置の強化」2-2「国との連携」2-3「検疫所との連携」を新設し、改定案（素案）での記載を2-1及び2-2に分けて記載した。
- ▶ 全国で最も早く患者が発生する可能性がある自治体として、対策の目的を達成するため検疫所との情報のやり取りに係る記載を2-3として加えた。

①	第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項	3	推進のための役割分担	(2)	県の役割		
②	第4	各対策項目の考え方及び取組	5	水際対策	(1)	準備期	イ	所要の対応
③	第4	各対策項目の考え方及び取組	5	水際対策	(2)	初動期	イ	所要の対応

3 社会福祉施設等に関する記載の充実

- 改定案（素案）では単に「必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。」としていた記載について、改定案（第1版）では新型コロナ対応での経験を踏まえて、検討や準備を行うに当たって参考にすべき事項を以下のとおり整理し、記載することで、より具体的のある内容とした。



- ✓ 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- ✓ 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- ✓ 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための連絡体制の強化
- ✓ 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の周知

第2	新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項		
2	実施上の留意点	(6)	高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応